

## 「国内企画旅行取引条件説明書面」

ご旅行条件書（募集型企画旅行契約）

- 1.この旅行は、一般社団法人しちのへ観光協会（以下、「当社」）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行を終結することになります。
- 2.契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 3.当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」）の提供を受けることができるように手配し旅程を管理することを引き受けます。
- 4.募集型企画旅行実施可能区域：七戸町・青森市・十和田市・東北町・平内町

### 【お申込み】

- 1.ご来店にてお申込みの場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金（旅行代金 100%）を添えてお申込みいただきます。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約は成立します。  
申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 2.電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行申込を行い、当社の定める期日までに旅行代金をお支払頂きます。当社が契約の承諾をし、旅行代金もしくは申込金を受領したときに成立します。

### 【お申込み条件】

- ①ご参加にあたって特別の目的をもつ旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- ②身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただくか、同居者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- ③他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ④その他、当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

### 【旅行代金に含まれるもの】

- 1.旅行日程に掲示した日程の運送機関の運賃料金、宿泊費、食事代、体験料、ガイド料、パンフレット等に旅行代

金に含まれるものとして明示されたもの及び旅行業務取扱料金が含まれています。

- 2.お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻は致しません。

### 【旅行代金に含まれないもの】

前項の他は旅行代金には含まれません。その一部を例示します。

- 1.お客様の希望により生ずる、旅行日程に含まれていないその他の追加費用（見学科、食事代、交通費等）
- 2.クリーニング料、通信料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- 3.ご自宅から出発地までの交通費・宿泊費。

### 【旅行契約内容・旅行代金の変更】

- 1.当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

### 【お客様の交替について】

お客様は、当社の承諾を得て契約書の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用がある時はその費用をいただきます。当社は旅行サービス提供機関への旅行者名記録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様が次事項より契約を解除し、契約上の地位を譲渡されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに契約を終結していただきます。

### 【取消料について】

お客様のご都合により、旅行契約を解除された場合は取消料をお支払ください。

下記の取消料率は標準旅行業約款に基づいたものです。ツアーにより取消料率が異なる場合がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

21 日前～8 日前の取消 旅行代金の 20%

7 日前～2 日前の取消 旅行代金の 30%

前日の取消 旅行代金の 40%

当日の取消 旅行代金の 50%

無連絡不参加 旅行代金の 100%

### 【取消料がかからない場合】

下記の場合は取消料はいただきません。（旅行開始前）

- 1.当社の都合によって旅行が中止になった場合。（例）催

行人数に達しないなど。

2.当社が確定日程表を表記日までに交付しなかった場合。

※但し、出発日が近づいてからのお申込みの場合で、交付が間に合わない場合を除く。

3.当社の責に帰すべき事由により、当初の旅程日程通りの実施が不可能となった場合。

#### 【催行中止の場合】

お申込み人数が催行人数に達しなかった場合、宿泊を伴う旅行は旅行開始日の前日からさかのぼって 13 日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前までにご連絡します。

#### 【当社の責任】

1.当社は当社または手配代行者が故意または過失により、お客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。

2.お荷物に関する損害については、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、1人 15 万円まで補償されます。但し、1個・1組または1対当たりの限度額は 10 万円。1回の事故につき 3,000 円を超えない場合は補償されません。

3.下記のような場合は原則として責任を負いません。

①天災地変・戦乱・暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

②運送・宿泊機関の事故もしくは火災、またはこれらのために生じる旅行日程の変更および旅行の中止。

③宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令または伝染病による隔離。

④盗難

⑤当社または手配代行者の関与し得ない自由による損害を被ったとき。

#### 【お客様の責任】

お客様の故意または過失により当社が被害を被ったときは、お客様に損害を賠償していただきます。

#### 【特別補償について】

当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規程により規程の特別補償金および見舞金をお支払いいたします。

#### 【旅程保証について】

当社は下記①～⑥の契約内容の重要な変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が

行われた場合は旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。

ただし、サービス提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき合計 15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が 1,000 円未満の時はお支払いいたしません。

変更補償金の支払対象となる変更<1件あたり率(%)>

①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 旅行開始前 1.5 旅行開始後 3.0

②入場する観光地又は観光施設の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

③運送機関の等級又は設備より低い料金への変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

④運送機関の種類又は会社名の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑤宿泊機関の種類又は会社名の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更 旅行開始前 1.0 旅行開始後 2.0

#### 【募集型企画旅行契約約款について】

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

当社は、旅行申込の際に提供された申込書等に記載された個人情報についてお客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等に提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領の為に手続きの必要な範囲内で利用させて頂きます。

旅行企画・実施

(一社)しちのへ観光協会

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内 207

電話：0176-58-7109

青森県知事登録旅行業第 3-156 号

旅行業務取扱管理者 岡山 久美子